

歯科保存専門医制度における研修施設と準研修施設の定義

研修施設

- ・研修施設は大学病院・大学附属病院、もしくは歯科保存専門医認定委員会で相当と認められた施設（総合病院の歯科等）の歯科保存治療に関連する診療科であること。

準研修施設

- ・準研修施設は歯科保存専門医認定委員会で相当と認められた診療施設であること。

歯科保存専門医制度規則より抜粋

第7条 研修施設は、機構が示す研修目的を達し、歯科保存専門医認定委員会が承認し、歯科専門医機構が認定した歯科保存専門医資格を有する研修指導医（以下、指導医とする）が常勤している次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 研修施設は、次の各号をすべて満たし、かつ、専門医認定委員会において審査後、審査結果について各学会理事会の承認を経たのちに、機構による審査を受ける。
 - 1) 指導医が1名以上常勤していること
 - 2) 研修実施に必要な設備、図書を有していること
 - 3) 設備：所定の研修カリキュラム（歯科保存領域）の遂行に必要とされる薦事承認された機器・器材（例示：歯科用エックス線検査機器、レジン接着器材、口腔内スキャナー、歯科用レーザー機器、歯科用実体顕微鏡、ニッケルチタン製ロータリーファイルシステム）などを備えていること
 - 4) 図書：研修カリキュラムに必要な図書、視覚資料が充実していること
 - 5) 歯科保存専門医に参画する連携学会に共通した研修カリキュラムを適正に実施できる施設であること。また、審査時に症例写真を提示する症例を含め、歯科保存修復治療と歯内療法領域に求められる質と数の診療が行える施設であること
 - 6) 歯科保存専門医に関する課題について定期的に教育・研修が行われていること
 - 7) 大学病院もしくは大学附属病院、もしくは歯科保存専門医認定委員会で相当と認められた施設の歯科保存治療に関連する講座または診療科であること
 - 8) 指導医のもと、専門医教育として以下のことが実施されていること
- (a) 臨床における歯科保存専門医に関する理論と実技の教育
 - ①カリキュラム（別添資料）に沿った理論教育と評価（講義と評価・試験）：シラバス
 - ②カリキュラムに沿った実技教育と評価（実習指導と評価・試験）：シラバス
- (b) 科学的根拠に基づく歯科保存専門医の専門性に関する教育
 - ①科学的根拠の1つとなる研究指導（1課題）：研究指導計画書・年度報告書
 - ②研究内容に関する学会発表指導（1回以上の発表）：学会発表資料（抄録など）
 - ③研究内容に関する原著論文作成指導（1原著論文以上）：学位指導論文
- (2) 準研修施設は、次の各号をすべて満たし、かつ、機構が審査の上、相当と認める場合に準研修施設として認められる。
 - 1) 指導医が1名以上常勤していること
 - 2) 必要により研修施設の設備、図書等を利用できること
 - 3) 歯科保存専門医に関する課題について定期的に教育・研修が行われていること
 - 4) 上記3項目について実地調査を受け、適格と認定されていること
- (3) 研修施設は研修施設に連携する準研修施設との間に研修管理委員会を設置すること。
- (4) 研修施設の責任者は研修カリキュラムに基づいて指導を行い、活動報告書を専門医認定委員会および機構に提出しなければならない。
 - 1) 1年間の活動報告：年次報告書を各年度末に提出
 - 2) 研修実施報告書（研修内容）
 - 3) 研究活動実績（学会発表、論文発表タイトル・雑誌名）
 - 4) 更新時に最終報告書および次期計画書を提出
 - 5) 研修実施報告書（過去5年間の研修実績）
 - 6) 研究活動実績（過去5年間の学会発表、論文発表タイトル・雑誌名）
 - 7) 次期5年間の研修実施計画書（研修目標と研修内容）